

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪等、気象の急激な変化に伴い自然災害が頻発化し、我が国は激甚にさらされている。

昨年10月に上陸した台風19号では、関東甲信地方を中心に記録的な大雨となり、各地で観測記録を塗り替えるのみならず激しい雨が広範囲に降り続き、河川堤防の決壊や越水によるはん濫など極めて深刻な被害をもたらしたことは記憶に新しい。

本市においても、平成30年8月の台風20号をはじめ台風21号、24号では河川の氾濫、暴風に伴う越波及び高潮による浸水被害のほか、倒木等による電線の切断・電柱の倒壊などが原因で長時間にわたり停電が発生し、住民生活に大きな影響を与えた。

国においては、防災面あるいは国民経済・生活面を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、平成30年12月、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策が取りまとめられたところであるが、これらの対策を着実に進めるためには、十分な予算と時間を確保する必要がある。また、近年の激甚化する災害状況を鑑みたとき、防災・減災、国土強靭化は、3か年緊急対策期間後も継続して取り組むべき事項であるとともに、更なる対策の強化が求められる。

よって、国におかれでは、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等の対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業の期間を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月25日

田辺市議会議長 安達克典

(意見書提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靭化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

衆議院議長

参議院議長